

○岐阜市上下水道事業部公共工事等の発注の見通し及び競争入札等の情報の閲覧等
に関する規程

平成13年5月21日

水道部管理規程第10号

改正 平成15年3月31日水道部管理規程第9号
平成17年3月30日上下水道事業部管理規程第3号
平成20年3月31日上下水道事業部管理規程第1号
平成20年7月31日上下水道事業部管理規程第13号
平成31年3月29日上下水道事業部管理規程第8号
令和2年3月31日上下水道事業部管理規程第13号

岐阜市水道部競争入札、指名業者通知及び価格調書の閲覧に関する規程（昭和57年岐阜市水道部管理規程第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び第8条並びに公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条の規定に基づき、岐阜市上下水道事業部の公共工事及び測量・建設コンサルタント等（公共工事に関する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計をいう。以下同じ。）（以下「公共工事等」という。）の発注の見通し及び競争入札等の情報（以下「入札情報等」という。）の公表又は閲覧（以下「閲覧等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（閲覧等）

第2条 入札情報等の閲覧等は、帳票等を閲覧に供する方法により行うほか、次条第1号、第2号、第4号、第7号及び第9号に規定する入札情報等については、岐阜市ホームページに入札情報等を掲示するものとする。

（入札情報等）

第3条 閲覧等に供する入札情報等は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度に発注することが見込まれる公共工事等（予定価格が250万円を超えないと見込まれる公共工事、予定価格が100万円を超えないと見込まれる測量・建設コンサルタント等並びに公共の安全及び秩序の維持に密接に関連するため秘密にする必要がある公共工事等並びに緊急性を要する公共工事等を除く。）及び当該公共工事の変更に係る事項

- (2) 岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格者名簿及び岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査申請書提出要領
 - (3) 指名基準
 - (4) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定めた場合の当該資格
 - (5) 指名競争入札に係る指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
 - (6) 一般競争入札に参加した者の商号又は名称並びに入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を入札に参加させなかった理由
 - (7) 入札結果（入札者の商号又は名称及び入札金額並びに落札者の商号又は名称及び落札金額）
 - (8) 低入札価格調査制度により最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - (9) 契約の内容（契約の相手方の商号又は名称及び住所、工事の名称、場所、工期、種別及び概要並びに契約金額）
 - (10) 随意契約（予定価格が250万円を超えるもの）を行った場合における契約の相手方を選定した理由
 - (11) 第1号に規定する公共工事に係る契約について契約金額を変更した場合にあっては、その変更の内容及び理由
- 2 前項第3号、第8号、第10号及び第11号に規定する入札情報等は、建設工事に関するものに限る。
- 3 第1項第5号中「その者を指名した理由」に係る入札情報等は、建設工事に関するものに限る。

（閲覧場所）

第4条 入札情報等の閲覧場所は、上下水道事業部上下水道事業政策課とする。

（閲覧等の期間）

第5条 入札情報等の閲覧等の期間は、次の各号に掲げる入札情報等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定するもの 公表の日から当該年度の3月31日まで
 - (2) 第3条第1項第2号に規定するもの 次のア及びイに掲げる岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格者名簿の種類の区分に応じ、それぞれア及びイに定める期間
- ア 公共工事等 登録の更新年度の4月1日から2年間(中間年における追加登録分については、その中間年の4月1日から翌年の3月31日まで)

イ 物品・委託・その他 登録の更新年度の４月１日から３年間（中間年における追加登録分については、その中間年の４月１日から翌々年の３月31日まで）

(3) 第３条第１項第３号に規定するもの 毎年４月１日から翌年の３月31日まで

(4) 第３条第１項第６号に規定するもの 当該一般競争入札の落札者が決定した日から１年間

(5) 第３条第１項第４号、第５号、第８号、第10号及び第11号に規定するもの 公表の日（同項第５号、第８号、第10号及び第11号に規定するものにあつては、契約を締結した日）から１年間

(6) 第３条第１項第７号及び第９号に規定するもの 契約を締結した日から５年間
（閲覧の方法）

第６条 入札情報等を閲覧しようとする者は、備付けの閲覧者名簿に必要事項を記載するものとする。

（予定価格の公表）

第７条 建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設工事の請負契約であつて、入札が執行され落札者が決定したものに係る予定価格については、その落札者が決定した日から１年間、公表するものとする。

２ 予定価格の公表は、第３条第１項第７号に規定する入札結果の中で閲覧に供するとともに、岐阜市ホームページにおいても掲示するものとする。

附 則

この規程は、平成13年５月21日から施行する。ただし、第３条第１項第11号の規定は、平成13年４月１日以後に契約を締結した建設工事に係る契約のうち金額の変更を伴う変更契約について適用する。

附 則（平成15年水道部管理規程第９号）抄

（施行期日）

１ この規程は、平成15年４月１日から施行する。

附 則（平成17年上下水道事業部管理規程第３号）抄

（施行期日）

１ この規程は、平成17年４月１日から施行する。

附 則（平成20年上下水道事業部管理規程第１号）抄

（施行期日）

１ この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附 則（平成20年上下水道事業部管理規程第13号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年上下水道事業部管理規程第8号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の第5条の規定は、この規程の施行の日以後に執行する入札について適用し、同日前に執行する入札については、なお従前の例による。

附 則（令和2年上下水道事業部管理規程第13号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の岐阜市上下水道事業部公共工事等の発注の見通し及び競争入札等の情報の閲覧等に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に執行する入札について適用し、同日前に執行する入札については、なお従前の例による。